

令和 8 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(スマートシティ関連)

令和 7 年 7 月

大 阪 府

令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (スマートシティ関連)

日頃から、大阪府のスマートシティ関連施策の推進につきまして、格別の御高配と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国においては、少子高齢化への対応や国民の QOL の向上といった課題の解決を図るため、デジタル社会の実現に向けてデジタル行財政改革を推進されるとともに、「地方創生 2.0 基本構想」の 5 本柱の一つとして AI・デジタル等の新技術の徹底活用を掲げ、様々な取組を進められています。

大阪府においても、国の動きに呼応した府域全体のデジタル化に関する施策を迅速かつ強力に実行することは勿論のこと、2025 年大阪・関西万博のインパクトを最大限に活かし、その後の成長への道筋を確かなものとするための取組についても着実に推進していかなければなりません。

そのために、広域データ連携基盤によるデータ利活用の促進やヘルス分野のスタートアップ支援等によるスマートヘルスシティの推進等、スマートシティ化への取組を強力に推進していくこととしています。

我が国の将来を見据え、本府がなすべき事業を適切かつ効果的に展開していくためには、旧来の規制の改革や新たな法制度の整備、所要の財源の確保が重要となります。

令和8年度の国家予算編成に当たりましては、本府のスマートシティ関連の取組について十分御理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

大阪府知事

吉村 洋文

I. 国家戦略特区を活用した取組

- 1. スーパーシティ構想の推進..... 1
- 2. 国家戦略特区等の推進..... 1

II. 住民向けデジタルサービスの推進

- 1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金の充実..... 1
- 2. スマートヘルスシティの推進..... 1
- 3. デジタルデバйд対策の推進..... 2

III. 市町村 DX の推進

- 1. 自治体システム標準化の支援..... 2

I. 国家戦略特区を活用した取組

1. スーパーシティ構想の推進

- スーパーシティの取組が、万博後も住民 QOL 向上と都市機能の強化を牽引するよう、夢洲、うめきた 2 期以外のフィールドにおいても、大阪府が推進する次世代スマートヘルス分野及び PHR などのデータ連携等に係る規制改革の実現をすること。
併せて、規制改革提案や先端的サービスの実装等を促進するための税財政上の所要の措置を講じること。
- また、国においてデータ連携基盤の共同利用の方針が示されたことを踏まえ、大阪府では、大阪広域データ連携基盤 (ORDEN) の広域自治体間での共同利用を進めている。このため、データ連携基盤の乱立による重複投資等の不利益が生じることのないよう、全国有数のデータ連携基盤である ORDEN に関して広域自治体間の共同利用促進に向けた支援を行うこと。

2. 国家戦略特区等の推進

- 国家戦略特区について、国において企業のビジネス展開の意欲を後退させることのないよう、岩盤規制に対する改革姿勢やスピード感をもって、一層強力に推進すること。
- また、特区を核としたさらなる競争力強化のため、国家戦略特区及び国際戦略総合特区における租税特例措置を維持・拡充するとともに、今後とも継続的に実施すること。

II. 住民向けデジタルサービスの推進

1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金の充実

- デジタル技術を活用し、地域の課題解決を強力に推進するためには、国において地方自治体の多様な試みに対し積極的な支援をすることが重要である。このため、新しい地方経済・生活環境創生交付金について、実証事業の段階も対象にする等の要件緩和や継続した予算の確保、申請手続の効率化を図るなど、新たな住民向けデジタルサービスの導入をめざす自治体を引き続き支援すること。

2. スマートヘルスシティの推進

- 大阪府は、設置促進したデジタルヘルスファンド大阪とも連携し、当該分野のスタートアップ支援を実施するとともに、スーパーシティの推進に積極的に取り組んでいる。治療・予防アプリ等の次世代スマートヘルス分野のスタートアップを日本の成長エンジンとし、住民 QOL 向上の鍵としていくためには、エコシステムを確立させることが重要であるため、国においても、次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援に必要な財政措置を行うこと。

3. デジタルデバイド対策の推進

- 高齢者及び障がい者等のデジタルデバイドの解消のため、令和8年度以降も、デジタル技術の利活用に関する相談や学習を身近な場所でより多く行うことができるよう「デジタル活用支援推進事業」を継続して実施する等、民間企業に対して財政措置等の必要な支援を講じること。また、障がい者向けの講習会の開催にあたっては、障がい特性を鑑み、柔軟な制度の運用に努めるとともに、特に視覚障がい者には受講内容が高度な場合もある「応用講座」を必須とする実施要件を緩和すること。

III. 市町村 DX の推進

1. 自治体システム標準化の支援

- 国は、地方公共団体に対し令和7年度末までに「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、ガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を求めている。市町村の取組が円滑に進むよう、十分に地方公共団体や事業者等の意見を聞くとともに、市町村のデジタル人材不足、高騰している移行経費及び増加が見込まれる運用経費をはじめとする移行後の費用について、人材面や財政面等の負担軽減が図られるよう継続して必要な措置を講じること。